市立学校で発熱症状や新型コロナウィルス感染症の感染が判明した場合の対応について【修正版】

（令和4年4月6日更新）

宗像市教育委員会

現在、福岡県では学校における濃厚接触者の特定は『各事業者において実施』することとされています。そのため学校において陽性者が判明した場合、別紙資料（参考１）の内容をチェックし、学校と宗像市教育委員会が協議の上、学校内の濃厚接触者を特定します。

１　感染症による欠席等について

①濃厚接触者認定、本人に症状がある場合

・陽性の場合（みなし陽性含む）
　発症日の翌日から１０日間出席停止
・陰性の場合
　感染者と最後に接触した翌日から７日間出席停止

②濃厚接触者認定、本人は無症状の場合

・陽性の場合
　検体採取日の翌日から１０日間出席停止
・陰性の場合
　感染者と最後に接触した翌日から７日間出席停止
・PCR検査等を受検しない場合
　感染者と最後に接触した翌日から７日間出席停止

※　感染者と同居している（濃厚接触疑い）が家庭内で感染対策（＊）を講じた場合の特例
（＊）感染者の感染判明後、家庭内でもマスク着用、消毒、定期的な換気を行う、など。

・陽性の場合【特例なし】
　発症日の翌日から１０日間出席停止
・陰性及び検査をしなかった場合【特例あり（本人に症状がない場合に限る）】
　感染者が発症した日、感染者の検体採取日、家庭での感染対策を始めた日の中で最も遅い日の翌日から７日間出席停止

③濃厚接触者でなく，本人に症状があり検査を受ける場合

・陽性の場合
　発症日の翌日から１０日間出席停止
・陰性の場合
　症状が改善した日から出席可

※　上記については、医師・保健所の判断が優先される

２　同居家族に濃厚接触者がいる場合、同居家族に行政検査の対象者がいる場合

・登校可能

※　今までは、本人の同居家族の職場等で陽性者が判明し、濃厚接触者と特定された場合、その時点で登校自粛を要請していましたが、今回の取扱い変更に伴い、その同居家族がPCR検査を受検し、陽性と判定されない限り、登校自粛を要請する必要はなくなりました。

※　上記については、医師・保健所の判断が優先される

３　同居家族に未診断の発熱等の症状がみられる場合

・症状がみられる同居家族が受診し、陽性でないことが明らかになるまで出席停止
（花粉症等の診断が出る場合等）

※　上記については、医師・保健所の判断が優先される

４　学級閉鎖等について

＜学級閉鎖＞

〇以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合や市教育委員会と学校間で協議の上、必要と判断した場合は、学級閉鎖を実施する

・同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
・感染が確認された者が１名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
・１名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
・その他、市教育委員会と学校で協議の上、必要と判断した場合

＜学年閉鎖＞

〇複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合や市教育委員会と学校間で協議の上、必要と判断した場合は、学年閉鎖を実施する

＜臨時休業＞

〇複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合や市教育委員会と学校間で協議の上、必要と判断した場合は、学校全体の臨時休業を実施する

❖閉鎖の期間としては、数日～５日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒への影響等を踏まえて判断する
❖教職員については、個々のケースに応じて市教育委員会と学校間で協議の上、決定する

５　学級閉鎖等によって出席停止となった児童生徒のきょうだい関係の出席について

〇学級閉鎖等になった学級に属する児童生徒が陽性者の場合
・きょうだいは濃厚接触者になるため出席停止

〇学級閉鎖等になった学級に属する児童生徒が濃厚接触者でPCR検査等の結果、陰性だった場合
・濃厚接触者の濃厚接触者は存在しない考えのもと登校可能

〇学級閉鎖等になった学級に属する児童生徒が濃厚接触者でPCR検査等を受検していない場合
・・登校可能

〇学級閉鎖等になった学級に属する児童生徒が濃厚接触者、または濃厚接触者の候補者ではない場合
・症状がない場合は登校可能